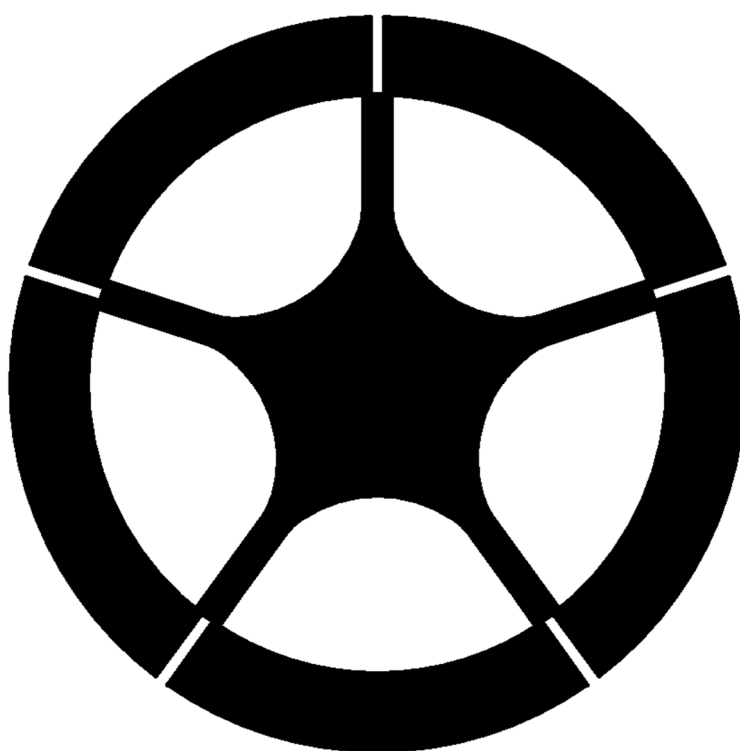


大多喜町
道路整備計画



令和3年3月

大多喜町建設課

1 計画について

大多喜町道路整備計画（以下「本計画」という。）は、広大な面積を有する本町において円滑な町道整備の進め方を定めた計画です。

社会情勢の変化として、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況とともに、高度経済成長期に数多く建設された公共インフラの更新問題などの様々な課題が顕在化しています。

大多喜町第3次総合計画の基本理念である「みんなが主役。よろこびのまちの創生」でひとや地域の交流を支え、交通利便性の高い道路整備が求められることから本計画を策定します。

2 計画策定の目的

大多喜町第3次総合計画の基本構想にある将来像「ひと・まち・みどり 未来にひかり続けるふるさと 大多喜」や生活基盤の基本目標である「誰もが住みやすい安全・安心・便利なまちをつくる」の実現に向け、より効果的な道路整備事業を展開するため、将来の道路環境のあり方と戦略的な町道整備の進め方を定めることを目的とします。

3 計画の位置付けと計画期間

本計画は、大多喜町総合計画と連動する個別計画の一つです。計画の期間は、大多喜町第3次後期基本計画と計画期間の整合を図り令和3年度から令和7年度とします。ただし、社会事情・地域事情の変化に対し、必要に応じて随時見直すこととします。

4 道路整備の考え方

道路は地域の共有財産ととらえ地域住民の協力体制を確立し、地域の実情を反映した道路整備を図ります。

道路整備とは、一般交通の用に供する施設として、道路本来の機能（町民の交流や活動の支援、地域の活性化、安心・安全の確保、防災等）を発揮していくために行う道路の新設、改良、維持、管理、修繕及び災害復旧をいいます。

(1) 道路の新設改良

道路の新設改良については、社会経済状況の変化に応じて慎重に実施していきます。

(2) 狭隘な道路の拡幅整備

緊急車両などが通行できない狭隘道路については、地域住民や土地所有者の協力を得ながら解消を図ります。

(3) 道路の維持及び管理

町道の維持管理については、道路・橋梁・トンネルの点検を定期的に行うことにより維持管理の適正化を図ります。また、各地域住民との連携を密にすることにより、老朽箇所を迅速に把握することで、道路や橋梁等の修繕を迅速に行います。

職員で対応できる小規模な修繕は、本計画によることなく発見の都度修繕を行い、道路施設の延命措置を図ります。

(4) 道路の災害復旧

天災による道路施設の破損は、町内交通や住民生活に支障を来たすことから本計画にとらわれず優先的に早急な対応をするとともに、二次災害防止のため安全施策等を迅速に行い通行の安全を図ります。

5 道路整備実施計画

道路整備を実施するうえで、財政状況や各路線の利用状況等を考えてみても、町道全ての路線に対し同一の施策を講じていくことは困難です。

具体的な整備計画は、道路に関わる様々な視点で検討をし、本計画を基に整備路線の選考を行い、財政状況と照らし合わせ随時見直して行きます。

(1) 路線選定の検討項目

○ 国や県などの事業による要因

町内及び周辺においての国や県などの事業と整備時期の整合を行い、整備効果や利便性の向上を図ります。

<具体的な箇所>

・本計画を除く他の政策に関連し、道路施設の整備が必要となる箇所

○ まちづくりに関する要因

各地域の状況や課題への影響や効果など、まちづくりとの関わりについて検討します。

＜具体的な箇所＞

- ・道路施設の利用状況や利用目的を鑑みて、一般の交通の用に供する箇所。
- ・各地域の要望に応じて、整備が考えられる箇所。
- ・定住化対策等により道路施設の整備が考えられる箇所。

○ 事業費を考慮した実施時期の検討

限りある財源のなか、事業実施可能な年間投資額、実施時期などを検討します。

＜具体的な箇所＞

- ・道路施設の利用頻度、その他の経済効果の観点から、整備に対して経済箇所が見込まれる箇所。

○ 事業の実現性に関する検討

抽出された路線の実現性を事業の難易度や事業費削減、早期整備の実現性などにより検討します。

＜具体的な箇所＞

- ・道路施設の状況に応じて、事故防止や防災上の観点から早急に改善を要する必要がある箇所及びその他の理由で急を要する箇所。ただし、生命や財産に重大に関わる問題が発生している道路施設については、災害時同様、速やかに対処を行います。

(2) 計画路線について

本計画において整備する道路は、上記検討の結果を基に決定し、「大多喜町道路整備計画（別冊）」に取りまとめすることとします。